

国民年金法施行令等の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

平成二十三年八月十日

内閣総理大臣 菅 直人

政令第二百五十五号

国民年金法施行令等の一部を改正する政令

内閣は、国民年金法（昭和三十四年法律第四百一十一号）第三百七十七条の十五第二項第二号及び附則第七條の三の二第一号、厚生年金保険法（昭和二十九年法律第一百五十五号）附則第三十三條第三項並びに確定拠出年金法（平成十三年法律第八十八号）第四十八條の五、第五十三條第三項、第七十九條第二項及び第八十八條第三項から第五項までの規定に基づき、この政令を制定する。

（国民年金法施行令の一部改正）

第一条 国民年金法施行令（昭和三十四年政令第百八十四号）の一部を次のように改正する。

第一条の十八の次に次の一条を加える。

（法附則第七條の三の二第一号の政令で定める期間）

第十一条の十九 法附則第七條の三の二第一号に規定する政令で定める期間は、次のとおりとする。

一 法附則第七條の三第三項の規定により保険料納付済期間に算入された期間

二 平成六年改正法附則第十條第三項の規定により保険料納付済期間に算入された期間

三 平成十六年改正法附則第二十一條第二項の規定により保険料納付済期間に算入された期間

（国民年金基金令の一部改正）

第二条 国民年金基金令（平成二年政令第三百四号）の一部を次のように改正する。

第四十三條第四号を削り、同条第五号中、「前各号」を、「前三号」に改め、同号を同条第四号とする。

（厚生年金基金令の一部改正）

第三条 厚生年金基金令（昭和四十一年政令第三百二十四号）の一部を次のように改正する。

第六十四條第一号中、「標準報酬月額」を、「標準報酬月額及び標準賞与額」に、「平成十四年度」を、「平成二十一年度」に、「すべて」を、「全て」に改め、同条第三号中、「の末日における過去期間代行給付現価の額が当該基金の加入員若しくは加入員であつた者に係る当該申出日の属する事業

年度の前事業年度の各月の標準報酬月額の総額の合計額以上であること」を、「における年金たる給付及び一時金たる給付に要した費用の額が当該申出日の属する事業年度の前事業年度における掛金及び徴収金による収入の額を上回っていること」に改める。

（確定拠出年金法施行令の一部改正）

第四条 確定拠出年金法施行令（平成十三年政令第二百四十八号）の一部を次のように改正する。

第二十条の次に次の一条を加える。

（事業主の委託を受けて企業年金連合会の業務が行われる場合における厚生年金保険法等の適用）

第二十条の二 法第四十八條の三の規定により企業年金連合会（厚生年金保険法（昭和二十九年法律第十五号）第四百九條第一項に規定する企業年金連合会をいう。次項及び第二十六條において同じ。）の業務が行われる場合には、厚生年金保険法第百五十三條第一項第十二号中、「業務」とあるのは、「業務（確定拠出年金法（平成十三年法律第八十八号）の規定により連合会が行う業務を含む。以下同じ。）」とする。

2 法第四十八條の三の規定により企業年金連合会の業務が行われる場合には、厚生年金基金令（昭和四十一年政令第三百二十四号）第五十条中、「その業務」とあるのは、「その業務（確定拠出年金法（平成十三年法律第八十八号）の規定により連合会が行う業務を含む。）」と、同令第五十四條第一項の表第二十八條の二の項中、「業務」とあるのは、「業務（確定拠出年金法の規定により連合会が行う業務を含む。）」とする。

第二十一条第一項中、「昭和二十九年法律第一百五十五号」を削り、「その業務」を「含む」に、「その業務（）」を「含む」に、「除く。第百三十條の三において同じ」を「除く」と、同法第百三十條の三中、「業務」とあるのは、「業務（確定拠出年金法第五十三條第一項の規定により基金が行うものを除く）」に改める。

第二十六条中（厚生年金保険法第百四十九條第一項の企業年金連合会をいう。）を削る。

第四十五条中、「業務」とあるのは、「業務（）」を「含む」とあるのは、「含む」に、「除く。次条において同じ」を「除く」と、同法第百二十八條の二中、「業務」とあるのは、「業務（確定拠出年金法第七十七條第一項の規定により基金が行うものを除く）」に改める。

第五十三條第一項中、「その業務」を「含む」に、「その業務（）」を「含む」に、「除く。第百三十條の三において同じ。）」と、「関する業務」とあるのは、「関する業務（同項）を「除く」と、同法第百三十條の三中、「業務」とあるのは、「業務（確定拠出年金法第百八條第一項）に改め、同条第二項中、「その他の業務」を「含む」に、「その他の業務（）」を「含む」に、「除く。）」を「除く」に改め、同条第三項中、「業務」とあるのは、「業務（）」を「含む」とあるのは、「含む」に、「除く。次条において同じ」を「除く」と、同法第百二十八條の二中、「業務」とあるのは、「業務（確定拠出年金法第百八

条第一項の規定により基金が行うものを除く」に改める。

附則

この政令は、公布の日から施行する。

厚生労働大臣 細川 律夫

内閣総理大臣 菅 直人